

# 第7章 高鍋町再犯防止推進計画

## 1 計画策定の背景及び趣旨

全国の刑法犯※の認知件数※は平成 14（2002）年の 285 万 3 千件をピークとして減少傾向にあり、令和 2（2020）年には、戦後最少の 61 万 4 千件（ピーク時の約 2 割）となる一方で、検挙人員 18 万 2 千人に占める再犯者は 8 万 9 千人となり、再犯者率は約 49%に及ぶなど、安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向けて「再犯」を防止することが重要な課題となっています。

こうした中、国では、高齢者や障がい者である矯正施設退所者が、退所後、必要とする福祉サービス等を受けられずに、再犯に陥り矯正施設※への入退所を繰り返してしまうという課題を抱えており、その解決のため、平成 21（2009）年以降、国の主導の下、都道府県ごとに「地域生活定着支援センター」の設置を進めてきたところです。また、平成 28（2016）年 12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 104 号、以下「再犯防止推進法」という。）が施行され、都道府県及び市町村に国との適切な役割分担を踏まえ、地域の実情に応じた再犯の防止等の施策の策定と実施の責務を有することが明示されるとともに、地方再犯防止推進計画の策定が努力義務とされました。国においては、再犯防止推進法に基づき、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯防止推進計画（平成 29 年 12 月閣議決定、以下「国計画」という。）が策定されました。

県では、平成 22 年 6 月に「地域生活定着支援センター」を設置し、現在まで多くの矯正施設退所者の支援を実施してきたほか、これまでの国の状況等を踏まえ、令和 2（2021）年 3 月に、県庁内の関係部局はもとより、国の機関や関係団体等と連携しながら、犯罪をした者等を社会の構成員として復帰させるための体制づくりや、これらの者に対する県民の理解促進などの対策を実施していくことにより、本県の再犯防止の推進を図るため、「宮崎県再犯防止推進計画」（以下「県計画」という。）が策定されました。

こうした国や県の動向を踏まえ、本町においても、「高鍋町再犯防止推進計画」（以下「本計画」という。）を策定し、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を支援する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、全ての町民が犯罪による被害を受けることを防止し、だれもが住み慣れたまちで安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

## 2 計画の位置づけ及び期間

本計画は、再犯防止推進法第 8 条第 1 項に定める地方再犯防止推進計画として策定するものであり、地域福祉計画と一体的に策定していることから、計画期間は令和 4（2022）年度から令和 8（2026）年度までの 5 年間とします。また、国や県の計画などの関連計画との連携・整合を図ります。

## 3 計画の基本方針

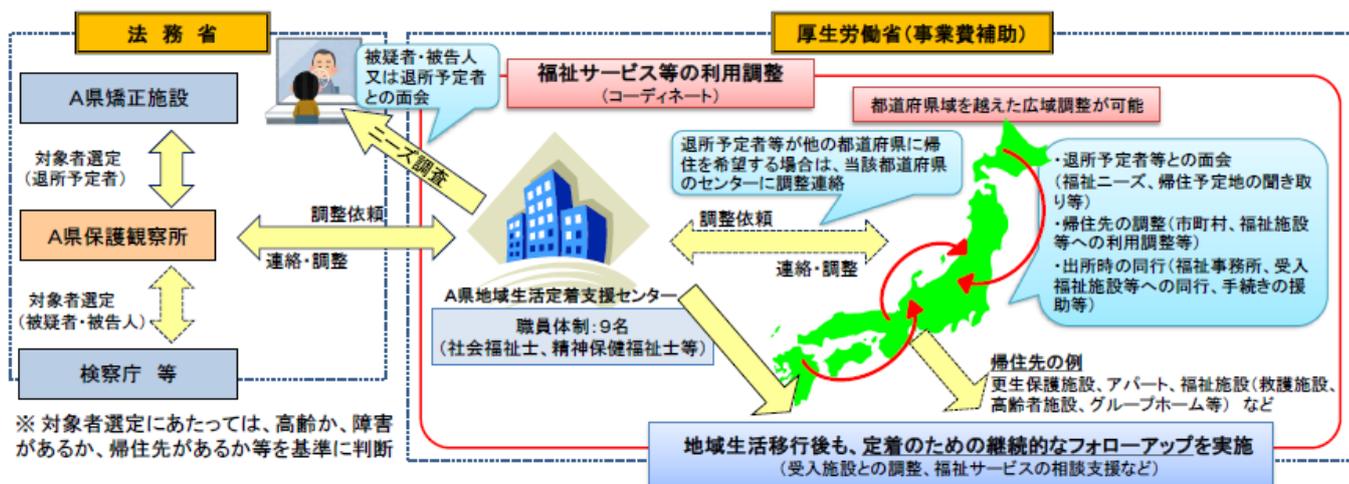
本計画は、国計画に設定されている 5 つの基本方針や県計画を踏まえて、犯罪をした人等が社会の一員として復帰することができるように、全ての町民が犯罪による被害を受けることのない、だれもが住み慣れたまちで安全で安心して暮らせる社会を実現するため、次の重点課題に取り組みます。

- |                        |                   |             |
|------------------------|-------------------|-------------|
| ①就労・住居の確保              | ②保健医療・福祉サービスの利用促進 | ③非行の防止と就学支援 |
| ④民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進 | ⑤関係機関・団体等との連携強化   |             |

【参考】地域生活定着支援センターの概要 ※厚生労働省ホームページより引用

地域生活定着促進事業

- 平成21年度より、高齢又は障害により支援を必要とする矯正施設退所者に対して、**保護観察所と協働し退所後直ちに福祉サービス等につなげる「地域生活定着支援センター」**の整備を実施。
- 平成23年度末に全国47都道府県への整備が完了し、平成24年度からは**全国での広域調整が可能**に。
- 地域生活定着支援センターでは、①入所中から帰住地調整を行うコーディネート業務、②福祉施設等へ入所した後も継続的に支援するフォローアップ業務、③地域に暮らす矯正施設退所者に対して福祉サービスの利用等に関する相談支援業務を実施。
- 令和3年度、**刑事司法手続の入口段階にある被疑者・被告人等で高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な者**に対して、**釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるように支援**を行う被疑者等支援業務を開始。



【参考】再犯防止の推進に関する主な関係機関・団体等

(1) 国の機関

○ 保護観察所

各地方裁判所の管轄区域毎に全国 50 箇所を設置され、更生保護の第一線の実施機関として、①保護観察※、②生活環境の調整、③更生緊急保護、④恩赦の上申、⑤犯罪予防活動などの事務を行っています。

また、医療観察制度※による処遇の実施機関として、心神喪失等の状態で重大な他害行為をした者の、①生活環境の調査、②生活環境の調整、③精神保健観察などの事務も行っていきます。

県では、宮崎保護観察所（宮崎市別府町 1 番 1 号）が所管しています。

○ 刑務所

主として受刑者※を収容し、受刑者の資質や環境に応じ、改善更生の意欲を喚起し、社会生活に適應する能力の育成を図ることを目的として行われる作業（生産作業、自営作業、職業訓練）、改善指導及び教科指導などの処遇を行っています。

県では、宮崎刑務所（宮崎市大字糸原 4623 番）が所管しています。

○ 少年鑑別所

少年鑑別所は、①家庭裁判所の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別※を行うこと、②観護の措置を執られて少年鑑別所に収容される者等に対し、健全な育成のための支援を含む観護処遇を行うこと、③地域社

会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを業務として行っています。

県では、宮崎少年鑑別所（宮崎市鶴島2丁目16番5号）が所管しています。

#### ○ 地方検察庁

警察から送致された事件等について、捜査し、起訴※・不起訴の処分を行い、裁判では犯罪事実を立証して適正な刑罰の適用を求め、裁判の執行を指揮監督します。

県では、宮崎地方検察庁（宮崎市別府町1番1号）が所管しています。

### (2) 関係団体等

#### ○ 更生保護法人 宮崎県更生保護協会（宮崎市別府町1番1号）

事業者が安心して犯罪をした者等を雇用してもらうための身元保証や、これらの者に対して旅費、医療費、生活費等の金品の給与事業を行っています。

また、更生保護に関わる団体等の円滑な運営に資するため、これらの団体に対して助成を行っています。

#### ○ 更生保護法人 みやざき青雲（宮崎市宮脇町72番地）

頼るべき家族や縁故者がいないなど、社会復帰が難しい環境におかれている犯罪をした者等に対して、宿泊場所や食事の提供などの支援を行っています。

また、同施設を退所した者への相談窓口を設置し、適切な助言等を行うなどのフォローアップも行っています。

#### ○ 宮崎県保護司会連合会（宮崎市別府町1番1号）

保護司法第14条に基づき、各都道府県に設置される団体であり、各地域の保護司会との連絡・調整や保護司の職務に関し必要な資料や情報の収集などを行っています。

また、“社会を明るくする運動”作文コンテストの実施や、小中学校・高校で薬物乱用防止教室を開催するなど、児童・生徒を主な対象として犯罪予防に関する普及啓発活動を実施しています。

#### ○ 宮崎県更生保護女性連盟（宮崎市別府町1番1号）

更生保護ボランティア団体として、更生保護施設へ入所する保護観察対象者等への夕食の提供を行うほか、入所者への調理実習の実施や地域の清掃活動などのボランティア活動を通じて、犯罪や非行に陥った人たちが一日も早く社会復帰できるよう支援を行っています。

また、宮崎刑務所、宮崎少年鑑別所主催の矯正展への協賛活動として、宮崎県保護司会連合会やBBS会※と連携し、更生保護への広報活動を行っています。

#### ○ 宮崎県協力雇用主会（宮崎市宮脇町72番地）

犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない矯正施設退所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間事業者（協力雇用主）の団体であり、協力雇用主間の連絡・調整や協力雇用主※を対象とした研修会等を実施しています。

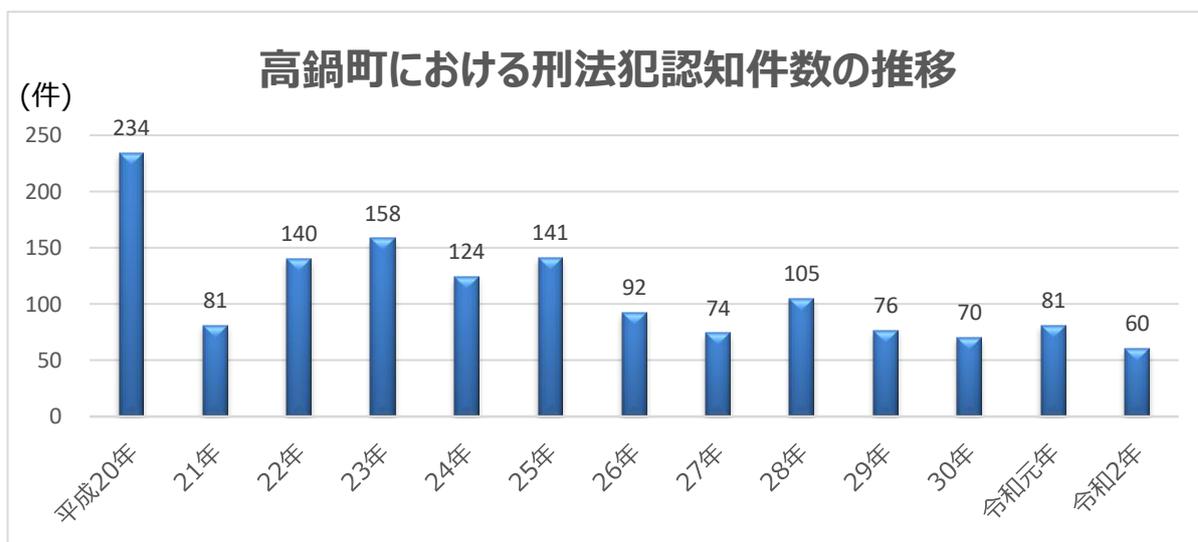
○ 宮崎ダルク（宮崎市西池町 11-36）

薬物依存症者に対して、医療機関、行政機関、司法機関と連携して、ピアカウンセリングや薬物関連電話相談を実施しているほか、刑務所や保護観察所などに講師を派遣し、薬物離脱指導も実施しています。

## 4 再犯防止をとりまく状況

### (1) 本町の刑法犯認知件数の推移

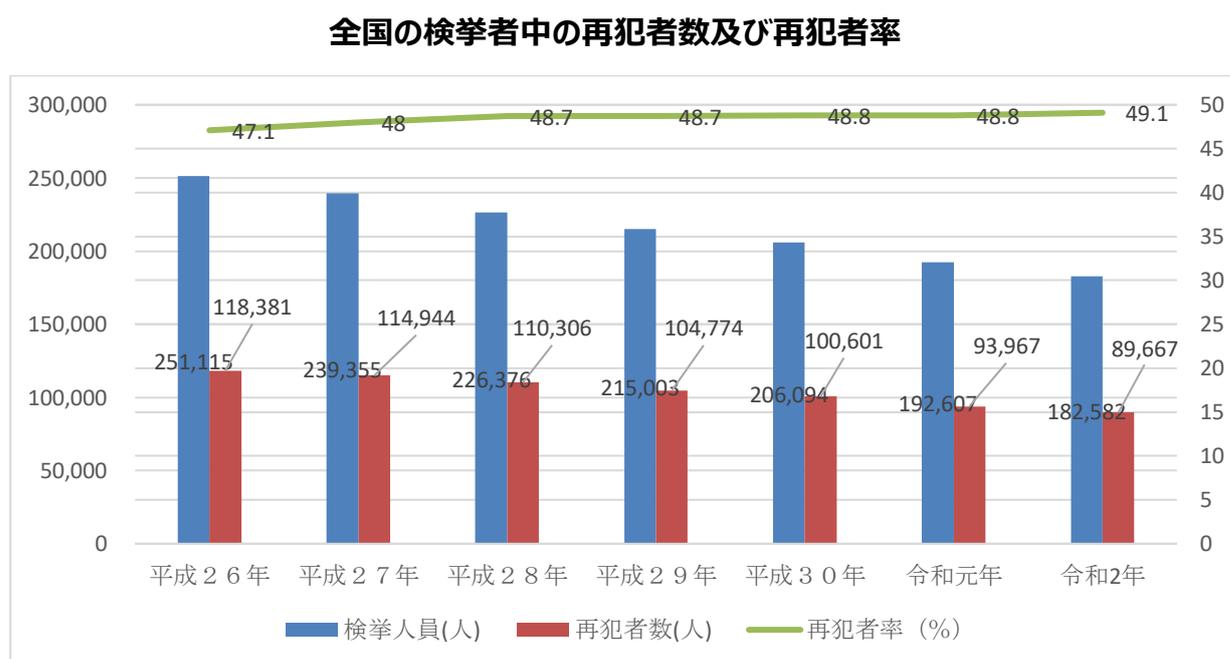
本町の刑法犯認知件数は、平成 20 年（2008）の 234 件以降は、平成 21 年（2009）に 81 件と大きく減少した後、増減を繰り返しており、令和 2 年（2020）は 60 件と平成 20 年（2008）と比較すると、174 件（約 74%）減少しています。



資料：指標でみる宮崎県

### (2) 全国の検挙人員、再犯者率の推移

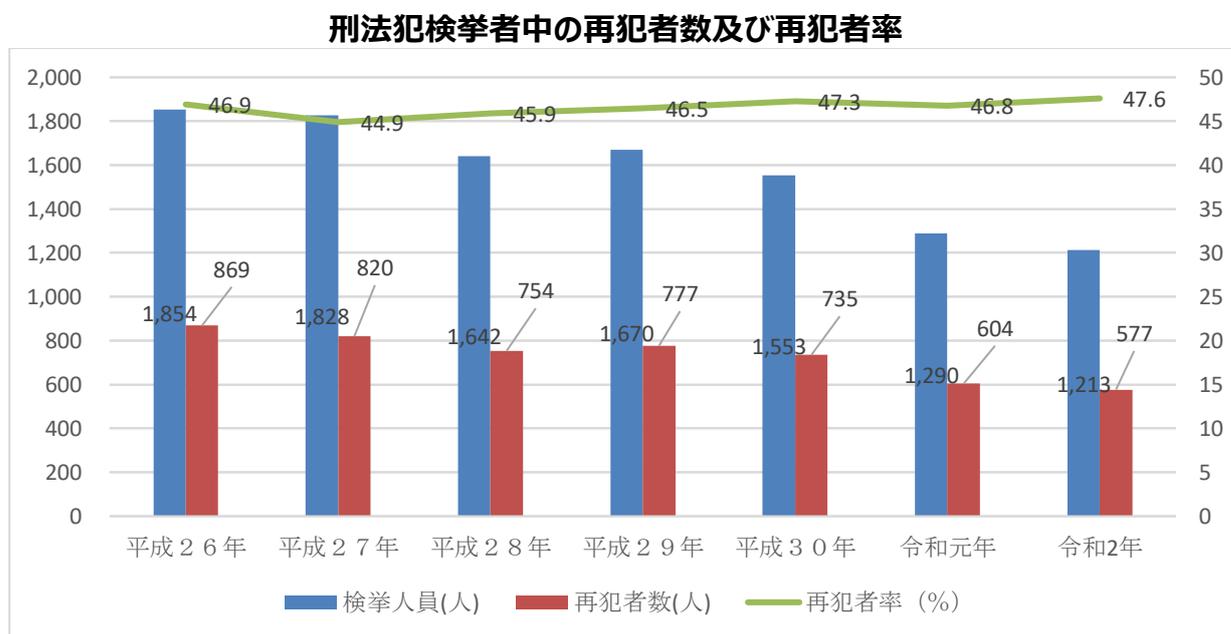
全国の検挙人員は、年々減少しており、令和 2（2020）年で 182,582 人となっています。また、再犯者率は増加傾向となっており、令和 2（2020）年で 49.1%となっています。



情報提供元：法務省矯正局 福岡矯正管区

### (3) 県内の検挙人員、再犯者率の推移

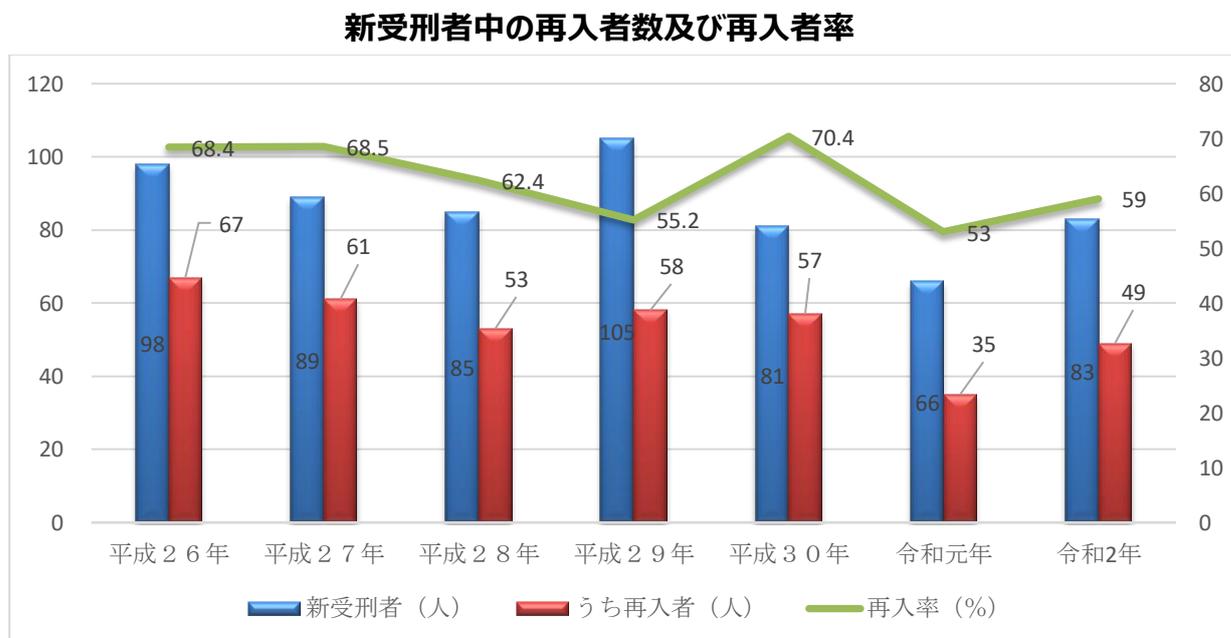
本県の検挙人員は、減少傾向にあるものの、再犯者率は40%超と高い割合で推移しています。



情報提供元：法務省矯正局 福岡矯正管区

### (4) 県内の再入者（入所回数が2回以上の者）の状況

本県の再入率は、過去7カ年ともに53%超と高い割合で推移しています。

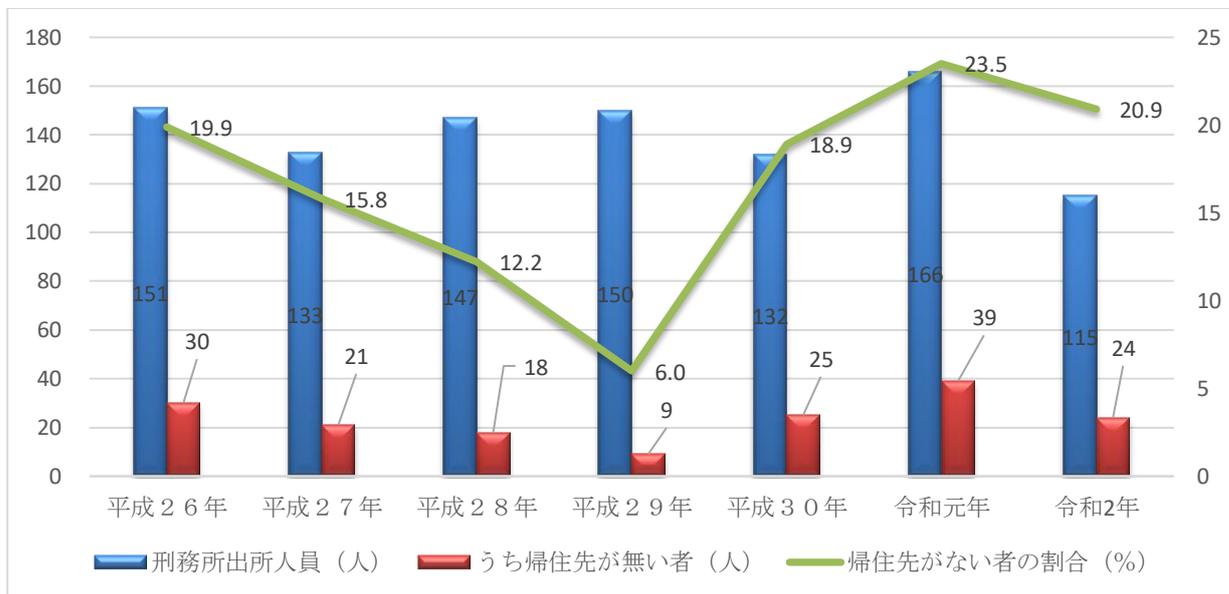


情報提供元：法務省矯正局 福岡矯正管区

### (5) 県内の刑務所出所時に帰住先が無い者の状況

本県では、2割弱から1割程度の出所者が出所時に帰住先が無い状況にあります。

#### 刑務所出所時に帰住先がない者の状況

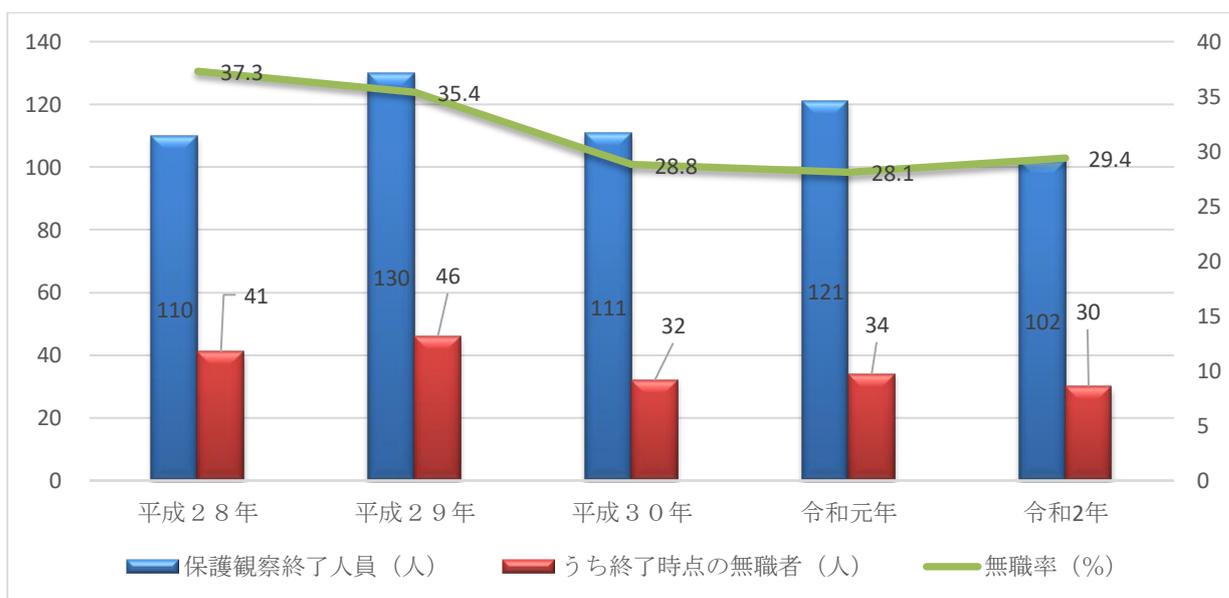


情報提供元：法務省矯正局 福岡矯正管区

### (6) 県内の保護観察終了時に無職である者及び無職率

本県では、20%超の保護観察終了者（職業不詳の者を除く）が保護観察終了時に職に就いていない状況にあります。

#### 保護観察終了時に無職である者及び無職率

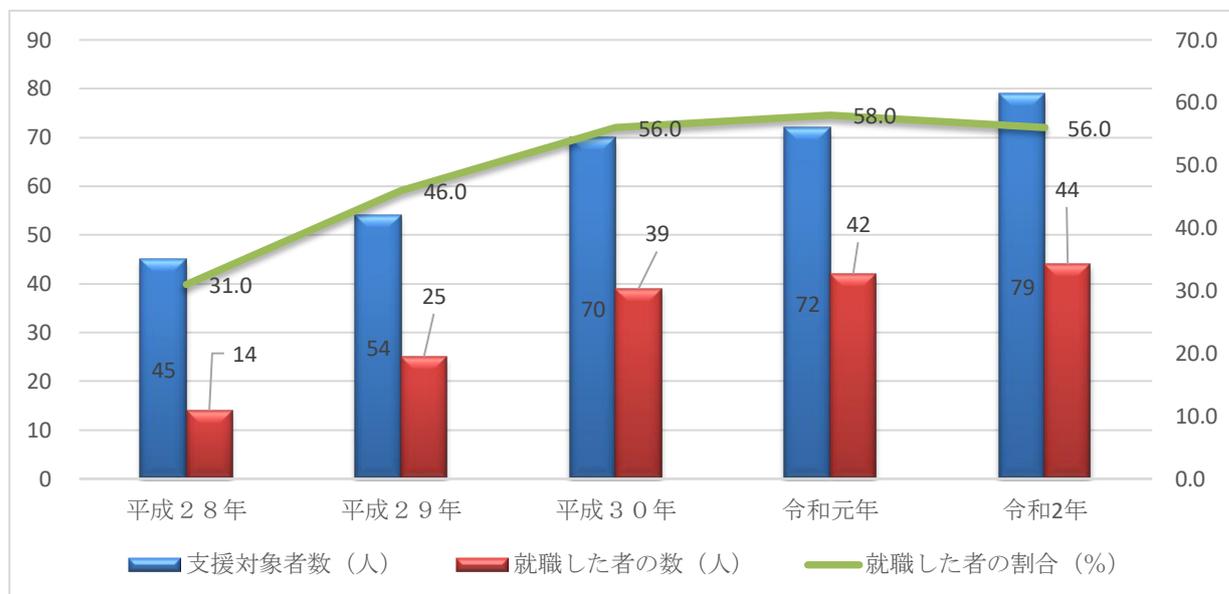


情報提供元：法務省矯正局 福岡矯正管区

### (7) 県内の刑務所出所者等総合的就労支援対策の対象者のうち、就職した者の数及びその割合

本県では、就労支援対象者のうち、就職した者の数は、年々増加しておりますが、就職した者の割合は、令和2年で56%とまだまだ低い状況にあります。

刑務所出所者等総合的就労支援対策の対象者のうち、就職した者の数及びその割合

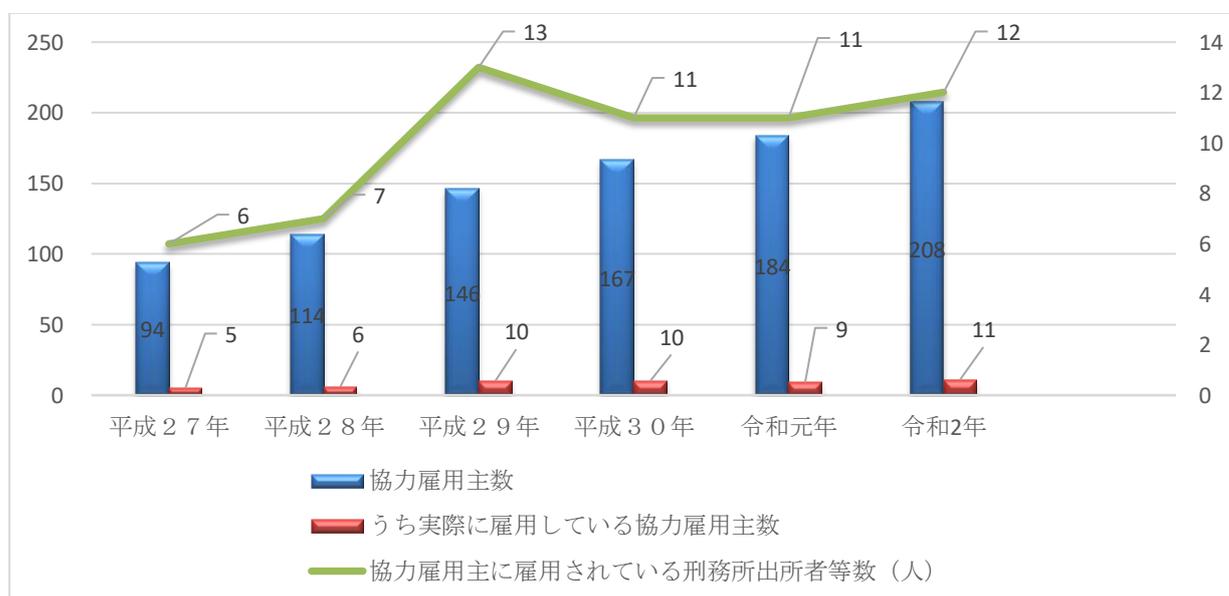


情報提供元：法務省矯正局 福岡矯正管区

### (8) 県内の協力雇用主数、雇用している協力雇用主数等

本県の協力雇用主登録数は年々増加しているものの、過去6年間で実際に犯罪をした人等を雇用している社数は、各年11社以下と低い状況にあります。

協力雇用主数、実際に雇用している協力雇用主数及び協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数（各年4月1日現在）



情報提供元：法務省矯正局 福岡矯正管区

## 5 重点課題を克服するための施策の推進

### 基本施策 1 就労・住居の確保のための取組

#### (1) 就労の確保

##### 【現状と課題】

国計画では、刑務所に再び入所した人のうち約7割が、再犯時に無職であった者となっています。また、仕事に就いていない者の再犯率は、仕事に就いている者の再犯率と比べて約3倍と高く、不安定な就労が再犯に結び付きやすいことが明らかになっています。

県計画では、平成30年の県内の刑法犯の検挙人員数1,553名のうち、学生・生徒などを除く無職者の検挙人員数は657名で約42%を占めています。また、平成30年以内に保護観察を終了した者は235名であり、そのうち、保護観察終了後、無職者である者は48名（無職率20.4%）となっています。

また、「宮崎県再犯防止の推進に関する県民意識調査」（以下、「県民意識調査」という。）によると、罪を犯した人が更生して地域で生活する場合に必要な支援について、「仕事と住居を確保した生活基盤の構築」が45.5%と最も高く、次いで、「刑事司法機関によるきめ細やかな指導や支援の充実」(38.2%)となっています。

県においては、福祉分野、雇用・労働分野において、就労に関する様々な取組を実施していますが、これまで国・地方公共団体が一体となり、犯罪をした者等への就労支援に取り組むことができていないことを課題としています。

このように、犯罪をした者等が再び犯罪に手を染めないようにするためには、就労を確保し、生活基盤を安定させることが極めて重要です。

##### 【国計画における国の取組】

国においては、次の事項を掲げ、その取組を推進することとしています。

- ・ 矯正施設等における職業適性の把握と就労につながる知識・技能等の習得
- ・ 新たな協力雇用主の開拓・確保
- ・ 就職に向けた相談・支援等の充実
- ・ 犯罪をした者等を雇用する企業等の社会的評価の向上等
- ・ 一般就労と福祉的支援の狭間にある者の就労の確保等

##### 【関係機関の取組に対する協力・支援】

宮崎刑務所

宮崎刑務所では、退所後の就労に資する資格及び技能を習得するための職業訓練を行っており、造園技能士3級や玉掛けなどの国家資格の取得、また、それに伴う必要な基礎的知識の習得のための職業訓練・指導を行っているほか、公共職業安定所（ハローワーク）などの協力を得て、就職指導などを行い出所後の円滑な就労につないでいます。

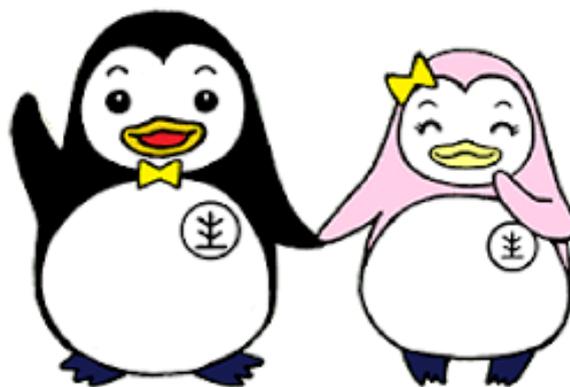
## 宮崎保護観察所

宮崎保護観察所では、矯正施設退所者等を雇用し改善更生に協力する民間事業者（協力雇用主（令和元年5月現在 186 社））の開拓・確保に努めているほか、矯正施設退所者等が退所後速やかに安定的で継続的な就労へ移行することを促すため就労奨励金の交付を行っています。また、事業主が矯正施設退所者等を雇用するに当たっての不安や負担軽減を図るため、矯正施設退所者等が業務上の損害を与えた場合等に見舞金が支払われる身元保証制度を実施しています。

### 【町が取り組むこと】

- 非行少年や刑務所出所者等が利用可能な既存の各施策や制度を活用し、地域の関係機関や民間団体との連携による支援を実施します。
- 企業等に対して、矯正施設出所者等の雇用や、自立及び社会復帰に協力する「新たな協力雇用主」の確保に向けた制度等の広報を行います。
- 障がい者就業・生活支援センターと連携し、企業と障がい者とのマッチングを行いながら、障がい者の就労支援を行います。
- 国の機関が実施する様々な就労支援関係の会議に、主催者からの要請やケースに応じて参加し、情報の提供・共有化に努めていきます。
- 児湯福祉事務所の生活困窮者自立支援相談窓口※や地域生活定着支援センターと連携し、生活困窮者、障がい者、高齢者の円滑な就労支援を実施します。

### 更生保護マスコットキャラクターの「更生ペンギン」



ホゴちゃん

サラちゃん

## (2) 住居の確保

### 【現状と課題】

国計画では、刑事施設※を満期で出所した者のうち約 5 割が適当な住居が確保されないまま刑務所を出所していることや、これらの者の再犯に至るまでの期間が、出所後の住居が確保されている者と比較して短いことが明らかとなっています。

県計画では、平成 29 年において、本県出身者で、刑務所を出所した者は 132 名であり、そのうち、帰住先が決まっていない者は 25 名（18.9%）でした。

矯正施設退所時に適当な帰住先がないまま釈放された者の多くは、不安定な生活環境に置かれていることがあり、再び犯罪に手を染めるケースもあることから、釈放前に退所後の住居を確保することが重要です。

国では、平成 29 年 10 月に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（平成 19 年法律第 112 号）を改正して、住宅要確保配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度や「セーフティネット住宅情報提供システム」による情報提供を実施するなど、新たな「住宅セーフティネット制度」を創設しており、法務省においては、この制度を活用し、犯罪をした者のうち住宅確保要配慮者の要件に該当する者に対して、個別の事情に応じて、賃貸住宅に関する情報の提供及び相談を実施しています。

県計画によると、各種福祉制度による住居確保支援や県営住宅の運営などの取組を行っていますが、犯罪をした者等に対する十分な支援につながっていないのが現状です。

犯罪をした者等の出所後の生活の安定のためには、地域社会における適切な住居の確保が重要な課題となっています。

### 【国計画における国の取組】

国においては、次の事項を掲げ、その取組を推進することとしています。

- ・矯正施設在所中の生活環境の調整の充実
- ・更生保護施設等の一時的な居場所の充実
- ・地域社会における定住先の確保

### 【関係機関の取組に対する協力・支援】

宮崎保護観察所

宮崎保護観察所では、更生保護施設（更生保護法人みやざき青雲）において住居がなかったり、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立することが難しい矯正施設退所者等を受け入れて、社会復帰のための就職援助、生活相談等を行っているほか、民間法人・団体等に委託して自立準備ホーム※を設置し、矯正施設退所者等に対する宿泊場所や食事の提供、生活指導等を行っています。

### 【町が取り組むこと】

- 地域社会において安定した生活を送るため、養護老人ホーム入所への相談や入所措置、町営住宅等の入居に関する情報提供など、定住先の確保の支援を行います。
- 生活保護制度の利用・促進を図るとともに、生活困窮者等を児湯福祉事務所の生活保護、生活困窮者自立相談支援窓口で円滑につなげていけるよう取り組みます。
- 低額所得者に対して、低廉な家賃で町営住宅を提供します。
- 障がいのある人が賃貸物件の円滑な入居を可能とする居住サポート事業を実施します。

- 住宅確保要配慮者の入居を拒まない「セーフティネット住宅」の登録情報を広く町民に広報します。
- 保護司と家族や地域・関係機関が連携して、受刑者等の出所後の生活環境の調整の充実に取り組みます。
- 福祉サービス等を必要とする更生保護施設の入所者が必要な支援を円滑に受けられるよう、更生保護施設との連携を進めます。

## 基本施策 2 保健医療・福祉サービスの利用支援

### 【現状と課題】

国計画では、高齢者（65 歳以上の者）が出所後 2 年以内に刑務所に再び入所する割合は、全世代の中で最も高いほか、出所後 5 年以内に再び刑務所に入所した高齢者のうち約 4 割の者が、出所後 6 か月未満という極めて短期間で再犯に至っています。また、知的障がいのある受刑者についても、全般的に、再犯に至るまでの期間が短いことが明らかとなっています。

県計画によると、平成 30 年の県内の刑法犯の検挙人員数 1,553 名のうち、65 才以上の高齢層の検挙人員数は 380 名で約 24%を占めており、65 歳以上の高齢層の検挙人員の約 70%（267 名）が窃盗による検挙となり、殺人や強盗などの凶悪な犯罪での検挙人員は 1 人となっています。また、再犯者は 193 名であり 65 歳以上の検挙人員の約 51%を再犯者が占めている状況です。

平成 30 年の精神障がい又はその疑いのある者の刑法犯の検挙人員数については、39 名であり、全体の約 3%と少ない状況ですが、再犯者は 27 名と再犯率は 7 割近くを占めています。

さらに、平成 30 年の覚醒剤や大麻などの薬物事犯の検挙人員数は 82 名であり、そのうち再犯者は 38 名と再犯率は 5 割近くを占めている状況です。

県では、平成 22 年 6 月に宮崎県地域生活定着支援センターを設置しており、高齢や障がいにより自立した生活を営むことが困難な矯正施設退所予定者に対して、受入れ施設の斡旋（コーディネート業務）及び受入れ施設に対する助言（フォローアップ業務）等（いわゆる「出口支援」）を行っており、コーディネート業務については、これまで 100 人を超える者を支援しています。

県民意識調査によると、再犯防止に向けた必要な対策として、「犯罪をした高齢者等の福祉制度の利用促進」が 12.4%となっています。

高齢化が進んでいく現状の中で高齢者の再犯者も増加しており、一人暮らしや、地域で孤立しており福祉的な支援に繋がっていないなど、行政や地域の支援が必要と思われる人に対して、保健医療・福祉サービスなどの必要な支援に結び付けることが必要です。

また、高齢者や障がいがある人等の再犯者は、再犯に至るまでの期間が短いことが明らかとなっており、出所後の福祉関係機関が連携した取組や、起訴猶予※者等についても必要な福祉的支援に結び付けることが重要です。

高齢者や障がいがある人等、適切な支援がなければ自立した社会生活を送ることが困難な人に対しては、円滑な社会復帰や再犯の防止に向け、保健医療・福祉サービスによる支援に取り組むことが重要です。

### 【国計画における国の取組】

国においては、次の事項を掲げ、その取組を推進することとしています。

- ・関係機関における福祉的支援の実施体制等の充実
- ・保健医療・福祉サービスの利用に関する地方公共団体等との連携強化
- ・高齢者又は障がいのある者等への効果的な入口支援※の実施等

## 【関係機関の取組に対する協力・支援】

### 宮崎刑務所

宮崎刑務所では、所属する社会福祉士などが中心となって、宮崎保護観察所や県地域生活定着支援センターなどの関係機関の協力を得て、出所する高齢又は障がいのある受刑者を円滑に福祉サービスにつなげるよう努めています。また、市町村の福祉担当部署に対し、刑務所での福祉的取組等について説明会を実施しています。さらに、刑務官などの刑務所職員が認知症サポーター養成講座の受講や介護施設への見学・実習などを行っています。

### 宮崎保護観察所

宮崎保護観察所においては、矯正施設退所予定である高齢又は障がいのある者で帰住先が無い者を「特別調整※対象者」として、県地域生活定着支援センターと協力しながら、これらの者の希望する帰住先や、必要とされる支援等を検討し、帰住希望先の保護観察所や地域生活定着支援センターへつなぐ取組をしています。

### 宮崎地方検察庁

宮崎地方検察庁では、起訴猶予者や執行猶予者等のうち、高齢や障がいにより、医療・福祉サービスにつなげて支援を行うことが適当と認められる者について、宮崎保護観察所などの関係機関と連携を図り、受入れ施設の斡旋や住居の確保、就労支援などの福祉的支援（いわゆる「入口支援」）を実施しています。

さらに、平成 30 年 10 月から、宮崎県社会福祉士会と協定を締結し、社会福祉士の助言等を得られる体制を整備し、福祉的支援につなぐ取組を行っています。

## 【町が取り組むこと】

- 高齢者や障がいのある人等が必要とする福祉サービスにつながるように、地域包括支援センターや障害者基幹相談支援センターなどによる相談事業及び権利擁護の支援、制度等の情報提供を行います。
- 自立が困難な矯正施設出所者等が速やかに福祉サービス等を受けることができるよう、宮崎県地域生活定着支援センター、矯正施設、保護観察所等との連携強化を図ります。また、本町が実施している保健医療・福祉サービスなどについて、関係機関との情報共有を図ります。
- 18 歳以上の身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい含む。）、難病のある人を対象に、地域移行支援や地域定着支援を行うとともに、障がいのある人の福祉に関する様々な問題について、本人や、その保護者などからの相談に対応し、必要な情報提供を行います。
- 民生委員・児童委員や社協等との連携を強化し、生活福祉資金の貸与や権利擁護事業等、日常生活における福祉的支援を進めます。
- 違法薬物による被害を町民に正しく認識させ、未然防止のための普及啓発に取り組むほか、薬物依存に関する先入観や偏見により、薬物事犯者本人やその家族が地域から孤立することなく安心して回復に取り組めるよう、薬物依存に関する正しい理解の啓発を行います。
- 地域福祉を支える人材（地域福祉コーディネーター）を活用して、関係機関等が連携して、地域における助け合い（共助）と医療・介護保険サービス等を適切に組み合わせることにより、地域の持つ生活支援機能を高め、住民が共に支え合う仕組みづくりを推進します。

## 基本施策3 学校と連携した修学支援及び非行の防止

### 【現状と課題】

非行の背景には、規範意識の低下、人間関係の希薄化、家庭環境の変化、貧困や格差の問題、虐待や発達課題、有害環境等、児童生徒を取り巻く様々な課題が複雑に絡み合っていると考えられます。

また、背景の一つには、自尊感情の低下ということも考えられ、生きていくうえで「自分は大切な存在だ」という自尊感情を高めることが大切です。それは他の人も自分と同じ大切な存在と考えることにもつながり、差別を許さない人権感覚をはぐくむことにもなります。このことから、将来を担う少年たちの健全育成を図るためには、非行の未然防止や早期対応につながる取組を充実させるとともに、非行を繰り返さないように、少年を取り巻く環境における適切な居場所や公的な支援へのつながりにくさといった課題を抱える非行少年等が、退学等により居場所を失い、必要な支援からも遠ざかってしまうことがないようにすることが必要です。

### 【国計画における国の取組】

国においては、次の事項を掲げ、その取組を推進することとしています。

- ・児童生徒の非行の未然防止等
- ・非行等による学校教育の中断の防止等
- ・学校や地域社会において再び学ぶための支援

### 【関係機関の取組に対する協力・支援】

宮崎少年鑑別所（宮崎法務少年支援センター）

学校、少年、保護者などからの相談のうち、犯罪につながるおそれのある少年の非行に関する相談について、心理検査などを実施するなどして、必要な情報の提供、助言等を行っており、場合によっては、児童相談所などの県や市町村の相談機関に相談事案をつなぐなどの対応をしています。また、宮崎市と共催で、県民に対して虐待に関する講演会やワークショップの開催、さらには、関係機関・団体向けに同所の取組や国の刑事施策の説明会を合わせた見学会も実施しているところです。

### 【町が取り組むこと】

- 学校をはじめとした地域の関係機関や団体が連携して、児童生徒の見守りや非行の未然防止のための啓発活動に取り組みます。
- 非行あるいは問題行動を含めた児童生徒の行動や状況に応じ、関係機関等が連携して一貫した支援や指導に取り組みます。
- 町立小中学校へスクールソーシャルワーカー※を派遣し、学校等と連携して児童生徒の状況に応じた就学支援や非行の未然防止に努めます。
- 「青少年非行防止県民総ぐるみ運動」の期間中（7～8月）に、町民に青少年の健全育成への理解と関心を高める啓発を実施し、同運動を推進します。
- ニート、ひきこもり、不登校等、社会生活を円滑に営む上で困難を抱える子ども・若者に対する相談対応を実施している子ども・若者総合相談センター「わかば」の周知啓発を行います。

- 子ども達の悩みの早期解決や心の不安を解消するため、県の教育研修センターで実施している「ふれあいコール」の相談事業の周知啓発を行います。
- 県の電話相談「24 時間子供 SOS ダイアル」の周知啓発を実施し、いじめや不登校など学校だけでは解決が困難な事案への支援を強化します。

## 基本施策 4 民間協力者の活動促進と広報・啓発活動の推進

### 【現状と課題】

再犯防止の取組は、更生保護行政を担う国と、住民に身近な県・市町村、保護司等民間協力者が相互に連携して取組を進めることが重要です。

国計画によると、地域における再犯の防止等に関する施策の実施は、地域において犯罪をした者等の指導・支援に当たる保護司や、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会をはじめとした、多くの民間ボランティアの協力により支えられています。また、更生保護法人を始めとする様々な民間団体等による、犯罪をした者等の自発的な社会復帰に向けた支援活動も行われており、こうした活動による、地域社会における「息の長い」支援が必要とされています。

県民意識調査の結果においては、民間協力者の認知については、保護司が 44.9%、協力雇用主が 21.7%、更生保護女性会は 6%と認知の割合は低く、“社会を明るくする運動”や“再犯防止啓発月間※”を両方とも聞いたことがないとした割合は 64%と回答者の半分以上が認知していない状況にありました。また、「民間協力者を増やすためには、何をすべきだと思いますか。」、「再犯防止に関して、広く宮崎県民の理解や関心を深めるため、何をすべきだと思いますか。」の質問に関しては、両方ともに「広報の充実」を回答した人の割合が高い状況にありました。

今後も、更生保護ボランティア活動等に対する支援の充実を図るとともに、広報啓発活動を推進し、犯罪をした人等の地域での立ち直りに対する理解を促進することが必要です。

### 【国計画における国の取組】

国においては、次の事項を掲げ、その取組を推進することとしています。

- ・民間ボランティアの確保
- ・民間ボランティアの活動に対する支援の充実
- ・再犯防止に関する広報・啓発活動の推進
- ・民間協力者に対する表彰 等

### 【関係機関の取組に対する協力・支援】

#### 宮崎保護観察所

宮崎保護観察所では、民生委員・児童委員や社協職員などを委員とした保護司候補者検討協議会を開催しており、同協議会の中で、保護司適任者の情報提供を受けるなどして保護司確保に努めているほか、更生保護に関わる更生保護女性会、BBS会、協力雇用主会などの民間ボランティアに対しても必要な支援を行っています。また、県内 12 箇所でも更生保護サポートセンターを設置し更生保護活動を実施する拠点づくりを行っています。“社会を明るくする運動”や“再犯防止啓発月間”については、毎年 7 月 1 日に、宮崎県知事などへの地方公共団体の長に対する総理大臣メッセージの伝達や街頭キャンペーンなどを実施しています。

## 児湯地区保護司会高鍋支部、高鍋町更生保護女性会

再犯防止、更生保護事業に対する町民の理解を得るための広報、啓発活動を行っています。

## 宮崎刑務所

宮崎刑務所においては、毎年 11 月に「矯正展」を開催し、刑務所の業務内容などを県民に広く紹介するとともに、刑務所で製作した刑務所作業製品等の展示・販売を通じて、矯正行政に対する理解を深めてもらう取組を行っています。

### 【町が取り組むこと】

- 町民の間に、犯罪をした者等の立ち直りを支援する環境を醸成するため、保護司、更生保護女性会、BBS会等の更生保護ボランティアの募集や活動内容に関するパンフレット等を配布するなどして、民間ボランティアの確保や活動の周知に協力します。
- 社会を明るくする運動（チラシ配布、街頭キャンペーン等）や人権研修における啓発冊子の配布など、町民が再犯の防止と立ち直りの支援に対する理解を深め、関心を持つことにつながる広報・啓発を行います。
- 児湯地区保護司会高鍋支部や更生保護女性会への補助金の交付など、更生保護活動を行う当該団体等の活動に対する支援を行うとともに、当該団体等の活動を周知し積極的な顕彰に努めることで、社会全体で再犯防止に取り組む機運の醸成を図ります。
- 県民意識調査の結果、「犯罪をした人の立ち直りへの協力」への項目について、「（協力したい）思う」、「どちらかといえば（協力したい）思う」との肯定的な回答の割合が 40.4%と低い状況にあるため、国の啓発活動の後方支援・協力を行い、町民への犯罪をした者等に対する理解の向上を図ります。

## 基本施策 5 関係機関・団体等との連携強化

### 【現状と課題】

地域での再犯防止活動の推進には、関係する機関や団体の連携強化がとても重要です。しかしながら、保護司の高齢化が進んでいること、保護司を始めとする民間ボランティアが減少傾向となっていること、地域社会の人間関係が希薄化するなどの社会環境が変化したことにより従前のような民間ボランティアの活動が難しくなっていること、民間団体等が再犯の防止等に関する活動を行おうとしても必要な体制等の確保が困難であること、刑事司法関係機関と民間協力者との連携がなお不十分であることなどの課題があります。

再犯防止又は罪を犯した人等に対する社会復帰支援などの取組について、国や県、以下の団体等と連携しながら推進します。

### （１） 児湯地区保護司会高鍋支部

高鍋町の保護司で組織する団体で、犯罪や非行をした人の立ち直りを支援する役割を担っています。更生保護は、犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動です。

### 【主な活動】

- 「社会を明るくする運動」強調月間（7月）に、地域の関係機関と連携し、各地区での様々な広報活動をはじめ、年間を通して再犯防止や犯罪被害防止、更生保護活動に理解を求める取組を行っています。
- 保護司の各種研修を実施し、保護司の処遇活動に対する支援や職務に関して必要な資料及び情報の収集をしています。
- 行政や更生保護協力団体間の連携および調整をしています。
- 非行や罪を犯した人たちの、立ち直り支援の理解を得るための広報、啓発活動を行っています。

### 【活動の拠点】

児湯地区更生保護サポートセンター

高鍋町老人福祉館内に、保護司の活動拠点として平成 27（2015）年 9 月に開所しました。児湯地区保護司会には児湯郡内 5 町の各支部があり、それぞれが特色ある活動を行っています。

各支部による「社会を明るくする運動」の活動や、県外矯正施設研修の内容はサポートセンター便りで会員に周知をしています。

サポートセンターでは、企画調整保護司会議、理事会、機能別部会、少人数での新任保護司研修も行き、保護司活動の拠点となっています。



## **(2) 高鍋更生保護女性会**

高鍋更生保護女性会は、地域の犯罪や非行の予防と、罪を犯した人や非行少年の更生保護に協力し、犯罪のない明るい社会の実現に寄与する事を目的とし、その目的に賛同する女性で組織するボランティア団体です。保護司活動に対する支援や犯罪予防活動、青少年育成、更生保護の普及啓発、社会奉仕活動など、幅広い活動を行っています。